

令和1年7月吉日

お客様各位

飯塚信用金庫

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた預金規定等の改定について

平素より、飯塚信用金庫をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

当金庫は、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に関するガイドライン」を踏まえ、2019年9月より預金規定を改定いたします。

規定改定後は、新規取引開始時にお取引目的やお客さまに関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。また、既にお取引のあるお客様においても、お取引の内容や状況等に応じ、お客さまのお取引の目的やお客様に関する情報等を、窓口や郵便等により再度ご確認させていただく場合があります。

なお、各種質問へのご回答やご依頼した資料の提出について、適切にご対応いただけない場合、新規のお取引をお断りさせていただく場合があります。また、既にお取引いただいているお客様におかれましては、お取引を制限させていただく場合があります。

#### 1. 対象となる主な預金規定

- ・普通預金（無利息型普通預金を含む）規定
- ・定期性総合口座取引規定
- ・納税準備預金規定
- ・貯蓄預金規定
- ・通知預金規定
- ・当座勘定規定

#### 2. 改定時期

2019年9月2日(月)より改定

#### 3. 主な改定内容

(例：普通預金規定)

普通預金規定について、以下の条項を新設・追加いたします。

普通預金規定以外の規定についても、同様の改定を行います。

##### 13. 「取引の制限等」条項を新設

##### 13. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫が指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したとき、当金庫は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等に抵触するおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづきマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

#### 14. 「解約等」条項を一部追加・変更（下線部分が変更箇所）

##### 14. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
  - ② この預金の預金者が第11条第1項に違反した場合
  - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあるとみとめられる場合
  - ④ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または第13条第1項もしくは第2項の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合

⑤ 第 13 条第 1 項から第 3 項までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が 1 年以上に亘って解消されない場合

⑥ この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合